

函館市と株式会社タイミーとの事業連携に関する協定書

函館市（以下「甲」という。）と株式会社タイミー（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、女性・高齢者等の潜在人材の活躍および地域産業の多様な担い手の確保を通じた経済活性化を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が緊密な相互連携を図り、双方の資源を活かした事業に協働で取り組むことにより、女性・高齢者等の潜在人材の活躍および地域産業の多様な担い手の確保を通じた市内の経済活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報および意見の交換に努めるとともに、次の事項について協働で取り組むものとする。

- (1) 多様な働き方の推進に関すること
- (2) 事業者の人材確保および雇用創出に関すること
- (3) 地域経済の活性化に関すること
- (4) 双方の事業のPRに関すること
- (5) その他、本協定の目的を達成するために必要と合意した事項

2 甲および乙は、前項各号に掲げる事項の他に連携を行う場合は事前に協議を行うものとする。また、具体的な連携内容については、甲乙合意の上、決定するものとする。

（秘密の保持）

第3条 甲および乙は、第2条に定める連携事項等の検討および実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の秘密情報（開示者が秘密である旨を明示して開示した情報）を、開示者の書面による事前承認を得ずに第三者（乙の子会社、関連会社を除く）に開示・漏えいまたは本協定に定める目的以外のために使用してはならない。

2 甲および乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定の有効期限）

第4条 本協定の有効期限は、本協定締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、有効期限満了までに協議のうえ、甲および乙の合意が得られた場合は、さらに期間満了日の翌日から3年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更）

第5条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

（反社会的勢力の排除）

第6条 甲と乙は、それぞれ相手方に対し、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれらに準ずる団体との関係を現在および過去において有しておらず、かつ将来も一切関係を持たないことを確約する。

2 甲または乙について、前項の確約に反することが判明した場合は、その相手方は、何らの催告を要せずして、本協定を解除することができる。

3 前項の規定により本協定を解除した当事者は、相手方に対し、損害の賠償を請求することができ、他方、解除された当事者は、相手方に対し、その損害について一切の請求を行わない。

（知的財産等の使用）

第7条 甲は、乙が甲のロゴ・標章等（以下「ロゴ等」という。）を、乙の自社ホームページ、オウンドメディア、各種メディア等の広告媒体（YouTube, X, Facebook, LINE等のソーシャルメディアを含む）、営業活動用資料等に無償で使用することを承諾するものとする。ただし、使用にあたり、別途、申請に基づく許可を得る必要があるものについては、当該許可手続きおよび許可基準に従い、判断するものとする。

2 前項に定めるロゴ等の使用期間は、本協定の有効期間に準ずるものとする。ただし、乙が前項に定める使用範囲を逸脱してロゴ等を使用した場合、甲は乙に対しロゴ等の使用の中止を求めることができるものとする。

（疑義の決定）

第8条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

令和7年（2025年）4月22日

函館市東雲町4番13号

甲 函館市

函館市長 大泉 潤

東京都港区東新橋1丁目5-2 汐留シティセンター35階

乙 株式会社タイミー

代表取締役 小川 嶺